



各 位

平成18年5月8日

株式会社 ヨロズ

横浜市港北区榎町三丁目 7番 60号
代表取締役社長 志 藤 昭 彦
(コード番号 7294 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部長 河原 清
(TEL.045-543-6802)

内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、平成18年5月8日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

・内部統制基本方針

当社では、平成17年12月に下記「ヨロズグループ行動憲章」を制定し、日々の業務運営の指針としています。当社グループは、この指針に基づき、業務の適正を確保する体制を整備し、社会的使命を果たしてまいります。

■ヨロズグループ行動憲章

基本理念

ヨロズグループの経営姿勢は、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明度の高い企業活動を推進すること」を基本としている。このためには、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たし、全てのステークホルダーからの信頼を得て、企業価値を高めることが必要であると認識し、ここにヨロズグループの企業行動憲章を定める。

1. お客様の満足と技術革新

有用で信頼性の高い製品やサービスを、安全に十分配慮して開発、提供し、お客様の満足と信頼を獲得する。

2. 法令等の遵守

日本及び海外におけるあらゆる法令、社内規定を遵守し、社会的良識をもって行動する。

3. 環境問題への取り組み

世界環境保全への取り組みを重要課題の一つとして位置付け、積極的に行動し、世界の人々の豊かな暮らしに貢献する。

4. グローバル企業としての発展

国際社会における企業市民としての責任を自覚し、各国、各地域の文化及び習慣を尊重し、企業活動を通じて地域経済の繁栄に貢献してゆく。

5. 企業情報の開示

株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを図り、積極的に企業情報を正確かつ公正に、適時適切に開示する。

6. 人権の尊重

社員の人権を尊重し、差別を行わない。また人材育成を通じて企業活力の維持、向上を図るとともに社員の人格、個性を尊重する。

7. 公正な取引

公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う

8. 経営幹部の責任

経営者は、自ら率先垂範し「ヨロズ(グループ)行動憲章」の精神の実現に努める。万一本憲章に反するような事態が発生した場合には、経営者自ら問題解決にあたり原因究明、再発防止に努める。また、社会にも迅速かつ的確な情報公開を行うとともに、権限と責任を明確にした上で、自らも含めて厳正な処分を行う

・内部統制の体制整備に関する方針

1.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役は、CSR推進委員会のコンプライアンス部会が検討し、執行役員会の論議を経て平成17年12月に制定した「ヨロズ行動憲章及び社員行動規範」に基づいて、職務の執行にあたるものとする。
- (2)CSR推進委員会のコンプライアンス部会は、当社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、取締役に対するコンプライアンス教育を実施する。
- (3)内部監査室を設け、コンプライアンス状況の監査を定期的 to 実施し、取締役会に報告する。

(注)CSR推進委員会は、コンプライアンス部会のほかコーポレートガバナンス部会、リスクマネジメント部会、環境部会の4つの部会から構成されております。

2.取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する事項

- (1)取締役の職務の執行にかかわる情報については、文書管理規程等に基づいて保存する。
- (2)文書の保管の場所及び方法は、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を文書管理規程に定める。
- (3)文書の保管の期間は、法令に別段の定めのない限り文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによる。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)CSR推進委員会のリスクマネジメント部会は、
既に制定されている危機管理規程に基づいてあらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
各部署の日常的なリスク管理状況の監査を定期的 to 実施し、必要に応じて危機管理規程の更新を行う
- (2)不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害及び被害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止を図る。
- (3)内部監査室を設け、リスクマネジメント状況の監査を定期的 to 実施し、取締役会に報告する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、経営改革を迅速に進める。
- (2)取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、執行役員の業務執行状況を監督する。
- (3)執行役員等によって構成される執行役員会を月1回以上開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。
- (4)業務執行の状況については、定例取締役会において、執行役員が報告し、取締役会による監督を受けるとともに、取締役会の迅速かつ適切な意思決定に資するものとする。

5.使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)執行役員及び社員は、前述した「ヨロズ行動憲章及び社員行動規範」に基づいて、業務及び職務の執行にあたるものとする。
- (2)CSR推進委員会のコンプライアンス部会は、
全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、執行役員及び社員に対するコンプライアンス教育を実施する。
社内通報制度(ヨロズホットライン)の運営を行い、定期的 to 取締役会に報告する。
- (3)内部監査室を設け、コンプライアンス状況の監査を定期的 to 実施し、取締役会に報告する。

6.株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社の子会社の取締役及び社員は、当社が制定した「ヨロズ行動憲章及び社員行動規範」に基づいて、職務の執行にあたるものとする。
- (2)各子会社は、それぞれのコンプライアンス体制を確立するとともに、子会社各社の取締役及び社員に対するコンプライアンス教育を実施する。
- (3)CSR推進委員会のコンプライアンス部会は、子会社のコンプライアンスの取り組みを横断的に指導及び統括する。
- (4)内部監査室を設け、ヨロズグループ各拠点の内部監査を定期的 to 実施し、取締役会に報告する。

- 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**
監査役は、短期集中的な監査を要する重大事態が発生した場合は、補助者を置いて監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならないものとする。
- 9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
監査役会に報告すべき事項を定める規程を監査役会と協議の上、制定し、取締役はその規程に定められた事項について定期的に報告する。
- 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

以上